**【岡山版】**

**成年後見人等の意思決定支援に関する**

**ガイドライン**

岡山意思決定支援プロジェクトチーム

はしがき

　　平成２９年３月２４日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」といいます。）では，「成年後見制度においては，後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく，認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し，利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。」ものとされており，「後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも，本人の意思決定支援の観点から，できる限り本人の意思を尊重し，法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。」とされています。そして，「後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう，今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。」とされています。

基本計画において示されたこのような目標を達成するために，岡山県においては，平成３０年９月，岡山家庭裁判所で成年後見等事件を担当する裁判官，書記官及び家庭裁判所調査官と，成年後見人等の豊富な経験を有する岡山弁護士会，岡山県司法書士会，岡山県社会福祉士会所属の弁護士，司法書士，社会福祉士とで構成される「岡山意思決定支援プロジェクトチーム（ＰＴ）」を立ち上げ，検討と意見交換を重ねてきました。本ガイドラインは，その意見交換等の成果として，「意思決定の支援の在り方についての指針」を分かりやすくまとめたものです。成年後見人・保佐人・補助人に選任された方が，本ガイドラインに則って，本人の意思を尊重した後見等事務を行っていただくことにより，成年後見等制度が利用者にメリットを実感していただける制度・運用となることを目指したいと考えております。

　令和元年９月

　　　　　岡山意思決定支援プロジェクトチーム（ＰＴ）

　　　　　　岡山家庭裁判所判事　　　　　　　　渡　部　佳寿子

　　　　　　岡山弁護士会弁護士　　　　　　　　竹　内　俊　一

　　　　　　同　　　　　　　　　　　　　　　　西　尾　史　恵

　　　　　　岡山県司法書士会司法書士　　　　　秀　岡　康　則

　　　　　　同　　　　　　　　　　　　　　　　義　國　啓　一

岡山県社会福祉士会社会福祉士　　　今　岡　清　廣

　　　　　　同　　　　　　　　　　　　　　　　尾　﨑　力　弥

　　　　　　同　　　　　　　　　　　　　　　　林　田　哲　弥

目　　次

【意思決定支援の基礎知識】

１，ガイドライン作成に当たって

２，成年後見人等の役割

３，意思決定支援の考え方　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３

４，意思決定支援が必要な場面　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４

【意思決定支援の方法】

１，本人の意思決定支援のための基盤づくり（前段階）　　　　　　　　４

２，意思決定支援が必要な個別課題が発生した場合

　　（１）基本的な意思決定支援のあり方　　　　　　　　　　　　　　　６

　　（２）意思決定能力があまりないと思われる場合　　　　　　　　　 ７

　　（３）代理決定がやむを得ない場合　　　　　　　　　　　　　　　　７

　３，振り返り　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８

【付録】

　意思決定支援の流れ（フローチャート図）

　別紙　個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート

　　記載例１　居所の選定

　　記載例２　親族への経済的支援

　　意思決定支援の実践例（記載例１を題材として）

**【意思決定支援の基礎知識】**

１，ガイドライン作成に当たって

　意思決定支援とは，判断能力が不十分な人であっても，本人がその能力を最大限に活かして，日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために，成年後見人等[[1]](#footnote-1)を含めた本人に関わるあらゆる人が行う，本人との関わり方の基本的姿勢のことをいいます。意思決定支援は，本人が必要な情報を理解できるように提供し，本人の表明した意思，意向，好み[[2]](#footnote-2)を尊重することから始まります。

本ガイドラインは，成年後見人等に選任された全ての方が，本人の意思決定を支援するための考え方と方法を身に付けていただけるよう，専門用語を使わず，簡潔に記載しています。

２，成年後見人等の役割

1. 成年後見人等は，本人の権利を擁護する「権利擁護者」です。
2. 権利擁護の柱として，意思決定支援，生活支援，法的支援がありますが，意思決定支援が基盤であり，それを基に生活支援や法的支援を行うことが必要です。
3. 成年後見人等は，本人の生活，療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては，本人の意思を尊重し，かつ，その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないとされています（民法第８５８条）。

３，意思決定支援の考え方

1. 全ての人は基本的に意思決定の能力[[3]](#footnote-3)を有している，と捉えます。

意思決定の能力とは，本人が周囲からのサポートを受けつつも，ある意思決定に必要な情報を理解し，その情報を頭の中に保持した状態で，いくつかの情報や選択肢を比較して考え，意思決定したことを口頭や手話，身振り手振り，その他の手段で表現することができることをいいます。

（後見類型＝意思決定能力を欠いている，とみなさないことが重要です。）

1. 意思決定の中心には常に本人を置き，本人のことを本人抜きで決めません。成年後見人等は，本人の意思や想いに寄り添い，本人の能力を最大限に活かせるよう，本人の力を引き出して，現実的で達成可能な意思を形成・表明できるよう支援することが大切です。
2. あらゆる意思決定のための支援が尽くされた上で意思決定が不可能な場合に限って意思決定能力を欠いているとみなされ，最終手段として成年後見人等による代理決定を行う必要性が生じます。
3. 意思決定支援，代理決定のいずれにおいても，成年後見人等のみでなく，本人の生活に関わり本人を支援する親族や支援関係機関など（以下「支援者」といいます。）を含むチームで行うことが大切です。
4. 成年後見人等の役割には，本人の表明した意思を実現できるよう意思実現支援を行うことも含まれます。

４，意思決定支援が必要な場面

　本人の意思決定が必要な課題や場面は多岐にわたりますが，①施設への入所契約締結など，本人の居所に関する重要な決定をする場合，②自宅の売却，高額な資産の売却など，法的に重要な決定をする場合，③特定の親族に対する贈与・経済的援助を行うなど，直接的には本人のためとはいい難い支出をする場合（以下，これらの場合を「個別課題」といいます。）は，本ガイドライン所定の様式を用いながら意思決定支援を行ってください。課題が日常的なものである場合は，本ガイドラインの考え方に則って本人への意思決定支援を行ってください。

**【意思決定支援の方法】**

１，本人の意思決定支援のための基盤づくり（前段階）

本人・支援者との関係の構築が，意思決定支援の第一歩です。

成年後見人等に選任された場合，まずは，なるべく早期に，以下の２つのことを実施してください。

1. 面談などによって本人との信頼関係構築に努めましょう。

本人は，自分の気持ちや意思を表明することが苦手な場合があります。「あなたの気持ちを教えてほしい」など，成年後見人等は本人の味方であることを伝え，本人が安心して自由に話せる雰囲気を作るよう工夫しましょう。

1. 支援者とのミーティング[[4]](#footnote-4)を実施して，支援・連携の体制を構築しましょう。

＜日常の支援者（例）[[5]](#footnote-5)＞

○　親族

○　成年後見等監督人

○　介護支援専門員（ケアマネージャー）・ヘルパー・デイサービス責任者（介護保険を利用している場合など）

○　相談支援専門員・サービス管理責任者（障害福祉サービスを利用している場合など）

○　施設長・施設ケアマネージャー・相談支援員等（施設に入所している場合）

○　行政担当者・地域包括支援センター担当者・中核機関担当者・障がい者基幹相談支援センター担当者

○　主治医・看護師・公認心理師・臨床心理士

○　医療ソーシャルワーカー・精神保健福祉士

○　民生委員・自治会役員（本人と地域社会との間につながりがある場合）

○　その他（近隣住民，大家等）

このプロセスの中で，意思決定を支援する上で基礎的な情報となる，以下の２点の把握に努めましょう。

1. 本人の状況の把握

（本人の願い・本人の価値観・生活歴・生活の状況・本人の理解力や判断力等）

② 本人の意思決定において重要な役割を果たしている人又は本人が最も信頼している人は誰か

→本人面談及びミーティングの結果を後見等事務報告書に記載して，家庭裁判所に提出しましょう。[[6]](#footnote-6)

２，意思決定支援が必要な個別課題が発生した場合

（１）基本的な意思決定支援のあり方

　全ての人は基本的に意思決定の能力を有している，と捉えます。本人が自ら意思決定できるよう適切な支援を行いましょう。成年後見人等や支援者の意見・判断を本人に押しつけたり，成年後見人等や支援者が望ましいと思う方向に本人を誘導したりしないようにしましょう。

意思決定支援は，以下の①～③のプロセスで実施します。

　このプロセスを実施するに当たっては，本人を中心に据えて，支援者を含めたチームによるミーティングで検討するようにしましょう。ミーティングの参加者は，１，の支援者や個別課題について専門的見地から意見を述べることができる者のうち，その課題について本人に適切な選択肢を示すことができる者を選びましょう[[7]](#footnote-7)。[[8]](#footnote-8)必要に応じ，成年後見人等と支援者だけで，ミーティングの趣旨や運営方法等について事前に打ち合わせることも検討しましょう。

1. 意思≪形成≫支援

本人が意思決定する際に必要な材料を本人が獲得でき，その上で検討できるよう支援します。意思決定するに当たり必要な情報を本人が理解し，メリット・デメリットや結果の予測などを比較検討できるよう，情報提供の内容と方法に留意しましょう。情報提供は，言葉によるものに限らず，パンフレット，写真等の視覚的な資料を用いたり，見学や体験を行ったりするなど，本人にとってふさわしい形で行います。

1. 意思≪表明≫支援

①のことを踏まえて本人が自らの意思を表明できるよう支援をします。

本人が自分の気持ちや意思を聞いてもらえるという安心感を持てるよう，本人の意思を尊重する態度で接することが大切です。

本人の意思を引き出すために，平易な表現を用いたり，本人が理解しやすいよう質問の仕方を変えたりするなどして，可能な限り本人のペース，かつ適切なコミュニケーション手段を用い，本人が意思を表明できるよう支援しましょう。本人が表明した意思が真意かどうかについて，本人の従前の価値観や言動等との整合性に留意して確認しましょう。時間を空けて再度確認したり，第三者から改めて確認したりすることも大切です。

③　意思≪実現≫支援（支援計画）

成年後見人等は，本人が表明した意思を受け止めた上で，本人の意思を実現できるよう支援します。本人や支援者とともに，本人の意思をどのようにして実現していくかを検討し，計画しましょう。実現のために何が必要なのか，実現のタイミング・スケジュールや，役割分担なども検討しましょう。

→［別紙］個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート[[9]](#footnote-9)に記入し，家庭裁判所に随時あるいは定期報告時に提出しましょう。

（２）意思決定能力があまりないと思われる場合

個別課題が発生した時点で，その事項についての本人の意思決定能力が低いと考えられる場合でも，支援者と一緒に意思決定支援を試みてください。

→［別紙］個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシートに記入・検討し，後記（３）①又は②に当てはまる場合のみ，代理決定を行うことができます。

（３）代理決定がやむを得ない場合

1. 意思決定能力がない場合

本人が遷延性意識障害（いわゆる植物状態）と診断されるなど，意思決定をすることが極めて困難である場合や，意思決定をすることが極めて困難とはいえないが個別課題について上記（１）①，②のあらゆる意思決定支援を尽くしても，本人が意思決定をすることができない場合は，最後の手段として成年後見人等が本人に代わって代理決定を行います[[10]](#footnote-10)（ただし，代理決定を行うに当たっては，家庭裁判所から監督を受けることがあります。）。

1. 一見，意思決定能力が認められる場合でも代理決定がやむを得ない場合

上記（１）①，②のあらゆる意思決定支援を尽くしても，本人の表明する意思内容が本人又は第三者の生命・身体・その他重大な権利を侵害するものである場合，若しくは，経済的な事情等により客観的に著しく実現困難な選択肢を本人が希望し続ける場合は，成年後見人等が代理決定を行います。

＊代理決定を行う場合の注意点

「１，本人の意思決定支援のための基盤づくり（前段階）」で把握した情報を基盤としながら，本人の意思を代弁しうる親族，支援者とミーティングを行うなどして，代理決定を行うようにします。成年後見人等が単独で決定を行ったり，成年後見人等自身の価値観をもとに決定を行ったりしないようにしましょう。

代理決定を行う際には，本人の従前の価値観や生き方等を踏まえ，本人にとって最善の利益を実現できるよう努め，本人の権利や行動を不必要に制限することがないようにしましょう。

→代理決定した場合の支援方針等を，［別紙］個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシートに記入し，家庭裁判所に随時あるいは定期報告時に提出しましょう。

３，振り返り

個別課題について意思決定支援を行った後，２，(1)③の意思実現支援に基づいて，本人の意思が実現されているのか振り返りをしましょう。代理決定を行った場合も，その結果などを踏まえ，そのプロセスが相応しいものであったか，振り返りをしましょう。また，１年を通じて個別の課題がなかった場合にも，本ガイドライン「１，本人の意思決定支援のための基盤づくり（前段階）」における，本人や支援者との関係を適切に保つことができているのか，振り返りましょう。

→後見等事務報告書[[11]](#footnote-11)に，記入・確認し，定期報告の際に家庭裁判所に提出してください。

1. 保佐人，補助人，任意後見人を含みます。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 本人の意思，意向，好みを確認することが難しい場合には，本人の従前の価値観や生き方等を踏まえて，もし本人に意思決定能力があるとすると，この状態を理解した本人が望むであろうこと，好むであろうことを関係者で推定することを含みます。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 意思決定の能力は，法律的な概念ではなく，有効に契約等をすることのできる意思能力を指すものではありません。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 地域ケア会議やサービス担当者会議など既存の会議の機会を活用してもよいですし，成年後見等開始を機に新たに招集することでも構いません。 [↑](#footnote-ref-4)
5. あくまで例示であり，全員を招集する必要があるという趣旨ではありません。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 後見等事務報告書に本人面談及びミーティングの結果を記載する欄を設ける方向で書式が改定される見込みですが，令和元年９月時点では改定未了です。書式改定までは適宜の方法で記載して報告しましょう。 [↑](#footnote-ref-6)
7. ミーティングは，課題について本人の意思を本人中心に聞き取るための会議であり，参加者の立場や意向を述べたり，本人を説得したりするための場ではありませんので，そういう方針を理解していただけない方が参加するのは相当とはいえません。ミーティングの参加者を誰にするかについても，本人の意向に配慮しましょう。 [↑](#footnote-ref-7)
8. ミーティングには，本人が参加することを前提とします。本人が多くの参加者の中で意思を表明することが難しい場合には，人数を限定するなど調整しましょう。ミーティングに参加していない人からの情報でも，重要な情報であれば，誰からの意見を誰が聞き取ったのかを明確にした上で，本人に情報を提供しましょう（その場合は，〔別紙〕個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシートの「意思を形成する支援」欄に提供した情報を記載しましょう。）。 [↑](#footnote-ref-8)
9. アセスメントとは評価の意味です。 [↑](#footnote-ref-9)
10. なお，本人に提供される医療に係る決定・同意を行うことについては，成年後見人等の権限に含まれているとはいえません。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 後見等事務報告書に本人面談やミーティング結果等を記載する欄を設ける方向で書式が改定される見込みですが，令和元年９月時点では改定未了です。書式改定までは適宜の方法で記載して報告しましょう。 [↑](#footnote-ref-11)